



議案第五十五号

国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部

改正について

次のとおり国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正すると
し、
この改正について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定
により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年四月二十六日

三朝町長 坂 出 雅 也

昭和四十六年四月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を
改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十
三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 温泉会館の使用料は次のとおりとする。

一 宿泊料 一泊（二食付） 一人 千五百円

二 各室使用料

大集会場 一日 六千円以内

各室及小集会場 一日 四千円以内

三 休憩料 一人 一日 三百円以内

四 プール使用料 一人 一回 百円以内

五 備品使用料

一人

一回

三百円以内

第五条中「管理」を削る。

附 則

1. この条例は、昭和四十六年五月一日から施行する。
2. 昭和四十六年四月三十日の宿泊者については、なお従前の例による。